

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正.....（環境保全課）	55
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生 する振動を規制する地域の指定の一部改正.....（環境保全課）	55
○知事が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域の一部改正（環境保全課）	55
○悪臭防止法に基づく規制地域等の指定の一部改正.....（環境保全課）	55
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	55
○土地改良事業の工事の完了の届出.....（農業施設管理課）	56
○土地改良法による道営換地処分.....（農業施設管理課）	56
○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	56
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	56
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	57
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	57
○道路の供用の開始.....（道路課）	58
○宅地建物取引業務の停止処分.....（建築指導課）	58

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	58
----------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（４件）.....	60
----------------------------	----

告 示

北海道告示第180号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成20年４月１日から施行する。

平成20年３月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

「、北斗市」を削り、次の図（名寄市、北広島市、東神楽町、安平町、音更町、広尾町及

び池田町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第181号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平成20年４月１日から施行する。

平成20年３月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

「、北斗市」を削り、次の図（名寄市、北広島市、東神楽町、安平町、音更町、広尾町及び池田町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第182号

平成11年北海道告示第532号（知事が騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域）の一部を次のように改正し、平成20年４月１日から施行する。

平成20年３月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

「及び平成18年北見市告示第29号」を「、平成18年北見市告示第29号及び平成20年北斗市告示第９号」に改める。

北海道告示第183号

平成19年北海道告示第225号（悪臭防止法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成20年４月１日から施行する。

平成20年３月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

「、北斗市」を削り、次の図（名寄市、東神楽町、広尾町及び池田町の地域に係る部分に限る。）を次のように改める。

（「次のように」は、省略し、北海道環境生活部環境局環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、次の地区について

道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年3月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
美 瑛	地域水田農業支援緊急整備〔緊急整備型〕（暗きょ排水、区画整理、客土、農業用排水施設、農用地造成、除れき）	北海道上川支庁
美 里	経営体育成基盤整備（区画整理）	北海道胆振支庁

北海道告示第185号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、当別土地改良区の実行土地改良（基盤整備促進〔基盤整備〕（農業用排水））事業の工事を平成20年1月16日に完了した旨の届出があった。

平成20年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第186号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、長沼町舞鶴地区の換地処分をした。

平成20年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第187号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成20年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 小樽市朝里川温泉1丁目427の2・427の3・504の1

（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字冬島202の11、205の35、214の81

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課並びに小樽市役所及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第188号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 深川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 放送設備用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 電気通信設備用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所 釧路市青山5・6の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第189号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成20年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡津別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
津別町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡むかわ町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
むかわ町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	道路の路線名、縦覧場所及び区域					
路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
芦 別 美 瑛 線 北海道札幌土木現業所	芦別市国有林空知森林管理署3319林班地先から 芦別市国有林空知森林管理署3344林班地先まで		前	6.00mから 23.00mまで	293.00m	—
			後	6.00mから 23.00mまで	293.00m	—
			後	15.38mから 61.36mまで	300.00m	—
夕 張 岩 見 沢 線 北海道札幌土木現業所	夕張市清水沢1丁目137番1地先から 夕張市清水沢1丁目138番1地先まで		前	27.60mから 87.24mまで	380.00m	—
			後	27.60mから 87.24mまで	380.00m	—
			後	13.50mから 14.50mまで	380.00m	—
美 馬 牛 神 楽 線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字ルベシベ8591番2地先から 上川郡美瑛町字ルベシベ6949番1地先まで		前	10.90mから 10.90mまで	272.27m	—
			前	16.42mから 33.85mまで	280.18m	—
			後	16.42mから 68.50mまで	280.22m	—
豊 富 浜 頓 別 線 北海道稚内土木現業所	天塩郡豊富町字上サロベツ1191番4地先から 天塩郡豊富町字上サロベツ574番4地先まで		前	20.40mから 32.80mまで	316.00m	—
			前	15.90mから 31.20mまで	350.00m	—
			後	20.40mから 32.80mまで	316.00m	—

駒 畠 更 別 線 北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町字駒畠713番2地先から 河西郡更別村字勢雄216番1地先まで	前	16.79mから 31.94mまで	502.96m	—
		前	8.70mから 57.25mまで	468.37m	—
		後	8.70mから 57.25mまで	468.37m	—

北海道告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 上 登 別 室 蘭 線 北海道室蘭土木現業所	登別市柏木町4丁目26番12地先から 登別市富士町5丁目29番4地先まで	平成20. 3. 25
道道 倶 多 楽 湖 公 園 線 北海道室蘭土木現業所	登別市中登別町206番1地先（道道洞爺湖登別 線交点）から登別市中登別町219番54地先まで	同
道道 美河三石停車場線 北海道室蘭土木現業所	日高郡新ひだか町三石歌笛28番地先から 日高郡新ひだか町三石歌笛24番3地先まで	同 20. 3. 28
道道 上 厚 真 苦 小 牧 線 北海道室蘭土木現業所	苫小牧市字静川34番77地先から 苫小牧市字静川197番1地先まで 苫小牧市字柏原3番29地先から 苫小牧市字勇払2番20地先まで	同 20. 3. 31 同
道道 日 進 名 寄 線 北海道旭川土木現業所	名寄市字日進1118番地先から 名寄市字日進1124番地先まで	同 20. 3. 25
道道 共 和 嵐 山 線 北海道旭川土木現業所	旭川市江丹別町共和66番地先から 旭川市江丹別町共和65番1地先まで	同
道道 奈 江 富 良 野 線 北海道旭川土木現業所	富良野市北斗町4331番1地先から 富良野市桂木町10941番2地先まで	同
道道 鷹 栖 江 丹 別 線 北海道旭川土木現業所	上川郡鷹栖町9603番6地先から 上川郡鷹栖町2975番140地先まで	同
道道 鷹 栖 東 鷹 栖 比 布 線 北海道旭川土木現業所	上川郡比布町2634番1地先から 上川郡比布町2631番7地先まで	同
道道 十 勝 岳 温 泉 美 瑛 線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町美瑛原野299番2地先から 上川郡美瑛町美瑛原野281番10地先まで	同

	上川郡美瑛町美瑛原野770番1地先から	同
	上川郡美瑛町美瑛原野662番1地先まで	
	上川郡美瑛町美瑛原野30番3地先から	同
	上川郡美瑛町美瑛原野758番7地先まで	
道道 旭 川 空 港 線	旭川市西神楽5線18号57番3地先から	同
北海道旭川土木現業所	旭川市西神楽5線18号48番2地先まで	
道道 永 山 停 車 場 線	旭川市永山1条20丁目193番9地先から	同
北海道旭川土木現業所	旭川市永山2条20丁目54番1地先まで	
道道 旭 川 旭 岳 温 泉 線	旭川市東光8条9丁目37番13地先から	同
北海道旭川土木現業所	旭川市東光9条10丁目25番地先まで	

北海道告示第192号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次の宅地建物取引業者に対し宅地建物取引業の業務について停止処分をしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成20年3月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 所 在 地	札幌市中央区南2条西26丁目2番27号
2 商 号 又 は 名 称	マルサ創建物産株式会社
3 免 許 証 番 号	北海道知事石狩(5)第4883号
4 業務停止の期間	平成20年3月27日から3月31日までの5日間
5 業務停止の範囲	宅地建物取引業の全業務

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第53号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年3月25日

北海道上川支庁長 富 樫 秀 文

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
自動車の賃貸借（ステーションワゴン型乗用車） 16台分一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成20年6月2日から平成23年5月31日まで。ただし、予算

の範囲内で、当該契約期間を変更し、又は組織機構の統合、改編、再編、若しくは廃止により当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所	上川支庁産業振興部調整課	4台
	上川支庁産業振興部商工労働観光課	2台
	上川支庁南部耕地出張所	3台
	上川支庁中部耕地出張所	4台
	上川支庁北部耕地出張所	3台

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借（自動車に係るものに限る。）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 道と締結した契約の履行に当たり、粗雑な契約履行、履行遅滞など債務者の責に帰すべき理由による契約不履行その他重大な又は悪質な契約違反（以下「契約不履行等」という。）をした者について、この入札に係る契約については契約不履行等をするおそれがないと認められること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けてないことが確認できた者であること。
- (5) 調達をする物品等の要求する仕様を満たす自動車を納入することが可能であること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること（借上物件仕様書記載の設置場所への迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制を証明すること。）。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年3月25日（火）から4月22日（火）までの毎日午前9時から午後5時（土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川支庁産業振興部調整課調整係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川支庁産業振興部調整課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁産業振興部調整課調整係）

(2) 入札日時 平成20年5月7日（水）午後2時（送付による場合は、平成20年5月7日（水）午前11時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道上川支庁産業振興部調整課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量170グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、その旨を契約に関する事務を担当する組織に電話で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（16台分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（16台分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道上川支庁産業振興部調整課

(2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-5965

10 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured : Lease of 16 cars
B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., May 7, 2008
(Mailed bids must arrive no later than 11 : 00 A. M., May 7, 2008.)
C . Contact : Coordination Division, Department of Industrial Promotion, Kamikawa
Subprefectural Office, Hokkaido Government Address: 1-1, 6-jo 19-chome, Nagayama,
Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan
Phone : 0166-46-5965

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第91号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成20年3月25日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
オンラインネットワーク用端末装置 1,684台
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成20年1月21日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HBA
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地
- 4 随意契約に係る契約金額
月額 5,524,050円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 その他
(1) 6によることとなった競争入札の手続
一般競争入札
(2) 一般競争入札の公告
平成19年12月11日付け北海道警察本部告示第180号

8 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第92号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成20年3月25日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 1,161台
- 2 落札を決定した日
平成20年1月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HBA
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地
- 4 落札金額
月額 1,877,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年12月11日付け北海道警察本部告示第181号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第93号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成20年3月25日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
クライアント・サーバシステム用サーバ装置 一式
- 2 落札を決定した日
平成20年1月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社HBA

- (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地
- 4 落札金額
月額 848,190円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年12月18日付け北海道警察本部告示第184号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第94号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年3月25日

北海道警察本部長 高 橋 清 孝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
外部記録媒体自動暗号化ソフトウェアの賃貸借契約 一式
- 2 落札を決定した日
平成20年1月31日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 日本電子計算機株式会社
- (2) 住 所 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 4 落札金額
月額 1,800,750円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年12月21日付け北海道警察本部告示第186号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

